

大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県の区域外（以下「県外」という。）から本市の区域内（以下「市内」という。）への自己の意思による移住及び定住を促進し、もって中小企業等における人手不足の解消に資するため交付する大分市移住支援事業に係る移住支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、大分市補助金交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 転入 地方公共団体の区域外から区域内へ住所を変更することをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 転勤、出向等の職務上の理由又は大学進学等による本市の区域外（以下この号において「市外」という。）から市内への一時的な住所の変更その他これらに類するもの

イ 県外から大分県の区域内の市町村への住所の変更の届出をする直前に連続して1年以上県外に居住していない者に係るもの

ウ 市外から市内へ住所を変更した後5年以内に市外へ住所を変更する可能性が高いと認められる者に係るもの

エ 市外から市内へ住所を変更した場合に、移住施策の効果が認められない者に係るもの

(2) 移住 県外から市内に転入（県外から本市以外の県内の市町村の区域内に転入した後、市

内へ転入する場合を含む。)をし、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに市内に生活の本拠を置くことをいう。

(3) 移住日 移住をした日(前号括弧内に規定する場合にあっては、県外から本市以外の県内の市町村の区域内に転入をした日)をいう。

(4) 住宅 人の居住の用に供するための建物をいう。

(5) 関係人口 大分県内の市町村及び当該区域内の地域の人々と関わりを有する者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 第6条の規定による申請(以下「申請」という。)の時(以下「申請時」という。)において、移住日から起算して1年を経過していないこと。

(2) 申請時から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

(3) 本人及びその世帯の構成員(以下「本人等」という。)が日本人又は外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者のいずれかの在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者である者に限る。)であること。

(4) 本人等が、本市及び移住前の住所地の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。

(5) 本人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 本人等が支援金以外の移住に係る補助等を受けていないこと。
- (7) 本人等が過去に支援金の交付を受けていないこと。
- (8) 世帯で申請する場合（移住前及び移住後において複数の世帯員で構成する世帯に属する者が申請をする場合をいう。以下同じ。）にあつては、申請をする者を含む2人以上の世帯員が移住前及び申請時において、住民票上同一の世帯に属しており、かつ、当該世帯員が、申請時において移住日から起算して1年を経過していないこと。

（支援金の交付の対象となる事業）

第4条 支援金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が就業（次号に該当する場合を除く。）し、及び移住をする事業であつて、当該就業が次に掲げる要件の全てを満たす事業

ア 就業先が、大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されたものであること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 就業先の法人への応募日が、当該法人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。

エ 就業先の法人に、申請時から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 申請者がプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、及び移住をする事業であって、当該就業が次に掲げる要件の全てを満たす事業

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

イ 就業先に、申請時から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等の離職することが前提の就業でないこと。

(3) 申請者がテレワーク（恒常的に通勤しない通勤しない勤務をいう。以下同じ。）をすることを念頭において移住をする事業であって、次に掲げる要件の全てを満たす事業

ア 所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、かつ、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークにより引き続き行うこと。

イ テレワークによる勤務が週20時間以上であること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先の企業等から資金提供されていないこと。

(4) 申請者が関係人口として移住をする事業であって、次に掲げる要件の全てを満たす事業

ア 大分県が実施する「関係人口拡大プロジェクト」に参加した者であること。

イ 農林水産業に従事し、又は家業等へ就業する者であって、次の⁽⁷⁾から⁽¹⁾までのいずれかを満たす者であること。

⁽⁷⁾ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項又は同法第14条の

4 第 1 項の規定に基づき本市の認定を受けて農業を行う者であること。

(4) 大分市漁業新規就業者育成支援事業補助金交付要綱（平成 27 年 8 月 19 日施行）第 1 条に規定する大分市漁業新規就業者育成支援事業補助金又は大分市漁業青年就業給付金交付要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）第 1 条に規定する大分市漁業青年就業給付金の交付の決定を受けて水産業を行う者であること。

(5) 就業先の企業から農林水産業に従事していることを証明されている者であること。

(6) 家業等へ就業していること。

(5) 申請者が起業し、及び移住をする事業であって、申請時前 1 年以内に大分県産業創造機構大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年 7 月 31 日適用）第 3 条に規定する起業補助金（以下「県起業補助金」という。）の交付の決定を受けている事業

（支援金の額）

第 5 条 支援金の額は、2 人以上の世帯員で構成される世帯で申請する場合にあっては 100 万円（18 歳未満の世帯員を帯同して移住をした場合であって、大分県移住支援事業実施要領（令和元年 8 月 1 日伺定。以下「県要領」という。）第 5(1)(ア) a 又は b に該当する者にあつては 100 万円、県要領第 5(1)①（ア）a 又は b に該当しない者にあつては 30 万円を加算する。）、単身で申請する場合（移住前又は移住後において一の世帯員のみで構成する世帯に属し、又は属していた者が申請をする場合をいう。）にあつては 60 万円とする。

2 支援金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 申請者は、申請を行う日の属する年度の2月15日までに、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 住宅付近の地図
 - (3) 住所地の世帯全員の住民票の写し
 - (4) 世帯全員の前住所地における住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
 - (5) 本市の市税完納証明書及び移住前の住所地の市区町村における市区町村税完納証明書
 - (6) 就業証明書（様式第2号）（第4条第1号から第4号までに掲げる事業に該当する場合に限る。）
 - (7) 県起業補助金の交付の決定を受けたことを証する書類（申請者が起業する場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定するとともに支援金の額を確定したときは大分市移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書兼支援金額確定通知書（様式第3号）により、支援金の不交付を決定したときは大分市移住支援事業に係る移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、必要な条件を付することができる。

(請求)

第8条 支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、支援金の交付を請求しようとするときは、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付の決定を受けた事業に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の支援金の交付の決定を取り消し、及び既に交付をした支援金にあっては、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、就業先の法人の破産、災害、病気その他市長がやむを得ない事情があるものと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 第7条第1項の規定により交付の決定を受けた支援金の額（以下「交付決定額」という。）の全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合 交付決定額の全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に県移住支援実施要領第5(2)①及び②に該当する、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 交付決定額の全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 交付決定額の全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 交付決定額の半額

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 2 0 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年４月２８日から施行する。

(経過措置)

２ 改正後の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

３ この要綱の施行の際改正前の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月２２日から施行する。

(経過措置)

２ 改正後の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

３ この要綱の施行の際改正前の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 2 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際改正前の様式第 2 号（その 2）の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。